

津風呂湖カヌー競技場登録指導員制度実施要綱

この要綱は、津風呂湖カヌー競技場施設管理事務所（以下「管理事務所」という。）がおこなう津風呂湖カヌー競技場登録指導員制度（以下「指導員制度」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（制度の目的）

第 1 条 この制度は、津風呂湖カヌー競技場においてカヌー普及・指導者の育成を図り、利用者に対して、安全でより質の高いカヌー体験の機会を提供することを目的とする。

（対象範囲）

第 2 条 管理事務所主催事業におけるカヌー体験・カヌー教室等の指導を対象とする。

（指導員の定義）

第 3 条 この制度における指導員（以下「登録指導員」という。）とは、前条の範囲で管理事務所の要請に応じカヌー指導を行い、カヌーや津風呂湖の魅力を利用者に伝え、安全で質の高いカヌー体験の機会を提供することができる知識と技能を有し、かつ第 1 条の目的に賛同する者とする。

（謝金）

第 4 条 謝金は以下の通り支払うこととする。

- （1）指導 1 回あたり 5,000 円とする。
- （2）月末締め、翌月末までに源泉徴収分を減額して支払う。
- （3）前日以前にカヌー体験等の予約がキャンセルとなった場合は支払わない。
また、当日キャンセルとなった場合は 2,500 円を支払うものとする。

（登録機関）

第 5 条 登録指導員の登録事務・管理は管理事務所が行う。

（登録等）

第 6 条 登録指導員の登録を希望する者は次条に規定する講習会を受講し、登録指導員登録申請書（第 1 号様式）及び別表 1 に掲げる書類を管理事務所長に提出しなければならない。

2 登録申請に関する審査は管理事務所が行い、登録は津風呂湖カヌー競技場施設管理事務所長（以下「管理事務所長」という。）が決定する。

3 管理事務所長は、別表 1 に掲げる登録要件を満たした者に対しては、速やかに申請者を登録指導員として登録するものとする。

(登録講習会の開催)

第 7 条 管理事務所長は、登録指導員の登録に必要となる講習会として、以下の内容の講習会を、必要に応じて開催することとする。

- (1) 津風呂湖でのカヌー指導に関する事項
- (2) 安全管理に関する事項
- (3) 津風呂湖の歴史に関する事項
- (4) 津風呂湖の自然環境に関する事項
- (5) その他津風呂湖に関する事項
- (6) 自然公園法等の制度に関する事項
- (7) 周辺地域に関する事項
- (8) その他

2 講習会の日程及び詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(登録の拒否)

第 8 条 管理事務所長は、登録指導員の登録を受けようとする者が次の項に該当するとき、又は申請書類に虚偽の記載があるときは、その登録を拒否することができる。

2 第 13 条の規定により登録指導員の登録を抹消され、登録が抹消された日から 3 年を経過しない者、暴力団と関係がある者等管理事務所長が不適格と判断する者。

(登録の有効期間)

第 9 条 登録の有効期間は、登録された年度の 3 月 31 日までとする。

(登録内容の変更等)

第 10 条 登録指導員は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、変更事由を記載した書類に必要な登録証書の写しを添えて管理事務所長に提出するものとする。

(登録の停止)

第 11 条 管理事務所長は、登録指導員が登録要件に適合しないと認める事由が生じたときは、その登録を停止することができる。

2 管理事務所長は、前項により登録を停止した場合は、当該登録指導員にその旨を通知する。

3 登録の停止を受けた登録指導員は、登録を停止された年度内に要件に適合した場合は、関係書類を管理事務所長に提出するものとする。

4 管理事務所長は、登録の停止を受けた登録指導員が再び要件を満たしたと認めた場合、登録の停止を解除する。

（登録の失効）

第 12 条 登録指導員への登録は、登録に係る有効期間が経過し、更新の手続が行われなかったときは、その効力を失う。

（登録の抹消）

第 13 条 管理事務所長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、登録を抹消することができる。

- （1）過失等の原因による重大な事故が生じたとき。
- （2）利用者からの苦情に適切に対処せず、改善されないと認められるとき。
- （3）申請書の記載情報が虚偽であると認められるとき。
- （4）その他管理事務所長が登録の抹消に当たると判断するとき。

2 管理事務所長は、登録の抹消をしようとする場合には、当該指導員に弁明の機会を付与するものとする。

3 管理事務所長は、第 1 項により登録を抹消したときは、その旨を本人に通知する。

4 登録を抹消された者は、登録が抹消された日から起算して 3 年は、登録の申請を行うことができない。

（登録の更新）

第 14 条 登録の更新を受けようとする者は、次条に定める講習会を受講し、登録指導員更新申請書（第 4 号様式）及び別表 2 に掲げる書類を管理事務所長に提出しなければならない。

2 登録更新申請に関する審査は管理事務所が行い、更新は管理事務所長が決定する。

3 管理事務所長は、別表 2 に掲げる登録要件を満たした者に対しては、速やかに申請者を登録指導員として登録更新するものとする。

（更新講習会の開催）

第 15 条 管理事務所長は、登録指導員の更新に必要な講習会として、以下の内容の講習会を、毎年開催することとする。

- （1）津風呂湖でのカヌー指導に関する事項
- （2）安全管理に関する事項
- （3）津風呂湖の自然環境に関する事項
- （4）その他津風呂湖に関する事項
- （5）周辺地域に関する事項

(6) その他

2 講習会の日程及び詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(登録更新の拒否)

第 16 条 管理事務所長は、登録の更新を受けようとする者が別表 2 の要件に適合しないと認められる又は、第 13 条に定める事項に抵触するときは、その登録の更新を拒否することができる。

(津風呂湖カヌー競技場の利用)

第 17 条 登録指導員は登録年度に限り、指導技術・技能向上のために自身が使用する津風呂湖カヌー競技場のカヌー・装備及び更衣室を無料で利用することができる。

(苦情への対応)

第 18 条 管理事務所長は、登録指導員に対し利用者やその他一般の者から苦情が寄せられた場合は、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

(事故等の報告)

第 19 条 登録指導員は指導中、事故等が発生した場合は事故対応マニュアルに則って速やかに対処し、管理事務所に報告するものとする。

2 報告を受けた管理事務所は、必要に応じてその概要を登録指導員に周知する等、事故等の再発防止に努めるものとする。

(登録指導員制度の評価)

第 20 条 管理事務所長は、本制度が津風呂湖におけるより質の高いカヌー体験の提供等に寄与するために、定期的に以下の方法で本制度の評価を実施することとする。

利用者・指導員によるアンケートを基本とし、その内容は管理事務所長が決定する。評価結果については、本制度の改善に活用するとともに、登録指導員のサービスや技術向上のため、必要に応じて登録指導員に共有するものとする。

(指導員との意見交換)

第 21 条 管理事務所長は、登録指導員間の情報共有、意見交換を図るための意見交換会を必要に応じて開催することができる。

附 則 (施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

(別表1) 登録要件

項目	提出書類
「登録指導員心得」及び「指導員共通ルール」に同意すること	第2号様式 登録指導員同意書
安全に指導できる知識と技術を有していること	JRCA リバージュニア、またはJSPA ベーシックインストラクター等の検定に合格を証明するものの写し。
年齢が満18歳～69歳であること。	第1号様式
消防等が行っている普通救命講習またはそれに準じる救命に関する受講経験があること。	過去3年以内の救命に関する受講経験を証明するものの写し
第3号様式に示す登録指導員に関する情報を提供すること。	第3号様式 登録指導員情報
個人番号（マイナンバー）の提供	町の定める様式
債権者登録申請書	町の定める様式
管理事務所が実施する登録講習会を受講していること。	—

(別表2) 更新時の要件

項目	提出書類
「登録指導員心得」及び「指導員共通ルール」に同意すること	第2号様式 登録指導員同意書
年齢が満18歳～69歳であること。	第4号様式
消防等が行っている普通救命講習またはそれに準じる救命に関する受講経験があること。 (提出されていた者が過去3年を超えると き)	過去3年以内の救命に関する受講経験を証明するものの写し
更新を希望する前年度に1回以上指導員として活動していること。	—
管理事務所が実施する更新講習会を受講していること	—

(第 1 号様式)

登録指導員登録申請書

年 月 日

津風呂湖カヌー競技場施設管理事務所長 殿

現住所

氏 名

生年月日 西暦 年 月 日

連絡先

私は、登録指導員制度実施要綱第 6 条に基づき登録を受けたいので、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 登録指導員同意書（第 2 号様式）
- 2 カヌー指導員等に関する検定合格証の写し
- 3 過去 3 年以内の消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関する受講終了等を証明するものの写し
- 4 登録指導員情報（第 3 号様式）
- 5 個人番号（マイナンバー）提供票
- 6 債権者登録申請書

以上

受付番号

受付者

受付印

(第2号様式)

登録指導員同意書

登録指導員心得

私たち津風呂湖カヌー競技場登録指導員は、指導員という仕事を通じて、多くの人々にカヌー・津風呂湖の素晴らしさを伝えとともに、その環境の保全・地域活性化に寄与することに誇りを持ち、次の心得に基づいて活動します。

1. 利用者の安全性を最優先に考えて行動します。
2. 津風呂湖の環境保全に努めるとともに、運行規程を遵守します。
3. カヌーの魅力、津風呂湖の魅力を利用者に伝えていきます。

指導員共通ルール

(指導の範囲)

カヌー体験等の指導に係る一式を対象とする。

- ・カヌー体験指導の準備・片付け
- ・カヌー体験指導における利用者への安全指導・安全管理
- ・カヌー体験参加者への湖面のガイド
- ・カヌー体験指導の日報

(安全管理)

1. カヌー体験の参加者に対して、服装を始め安全管理及び施設・湖面利用に関する注意事項を伝え、十分な準備をさせて参加させる。
2. 参加者の体調に注意し、カヌー体験への参加が難しいと判断される者は辞退させる。
3. 天候の状況に注意し、雷等の気象条件によりカヌー体験等の実施、継続が難しいと判断される場合は、カヌー体験を中止・中断し適切な安全対策を行う。
4. けが等の事故が発生した場合は、適切な応急処置を行い、必要な場合は管理事務所まで連絡する。

(自然環境保全)

1. 自然公園法を遵守し、不適切な行為が行われないように参加者に適切な行動を求める。

私は、上記登録指導員心得及び指導員共通ルールに同意します。

令和〇年〇月〇日

氏名

(第3号様式) 登録指導員情報

ふりがな	
氏名	(男 ・ 女)
生年月日	西暦 年 月 日
現住所	
連絡先	TEL
	E-mail
指導可能	レクリエーション ・ 競技 (スプリント・ポロなど) ○をつけてください。
得意分野	ファミリー・子ども・大人・高齢者等 ○をつけてください。
自由記述	

※今回の業務上知り得た個人情報については、本申込みおよび本事業に関する業務のみに使用し、その他の目的に利用することはありません。

(第4号様式)

登録指導員更新申請書

年 月 日

津風呂湖カヌー競技場施設管理事務所長 殿

現住所

氏 名

生年月日 西暦 年 月 日

連絡先

私は、登録指導員制度実施要綱第14条に基づき更新を受けたいので、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 登録指導員同意書（第2号様式）
- 2 過去3年以内の消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関する受講終了等を証明するものの写し

以上

受付番号

受付者

受付印